

(仮称)やまと芸術文化ホール基本構想検討委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、(仮称)やまと芸術文化ホール基本構想検討委員会(以下「検討委員会」という。)の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所管事項)

第2条 検討委員会は、(仮称)やまと芸術文化ホール基本構想(以下「基本構想」という。)の策定に関する提言書を作成し、市長に提言するものとする。

(構成委員等)

第3条 検討委員会は、学識経験者、芸術文化に携わる専門家などで構成し、委員数は10人以上とする。

2 検討委員会の委員は、市長が選任する。

3 委員の任期は、基本構想策定の日までとする。

4 検討委員会には、委員の他に委員会の進行補助役としてアドバイザーを置くことができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 検討委員会に、委員長及び副委員長を置くものとし、委員の互選により選出する。

2 委員長は、検討委員会の会務を総理し、検討委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき、又は委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(検討委員会の招集等)

第5条 検討委員会は、委員長が招集する。

2 検討委員会は、必要があると認めるときは、委員以外のものの出席を求め、その意見を聴くことができる。

3 専門事項を調査するため、検討委員会に専門部会を置くことができる。

(庶務)

第6条 検討委員会の庶務は、企画所管課が行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公表の日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、基本構想策定の日をもって、その効力を失う。